

2021年1月12日  
 株式会社メモリード・ライフ

## 災害救助法が適用された地域のご契約者さまへ

このたびの災害により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、このたびの災害救助法を適用された地域で災害により被害を受けられた皆さまのご契約につきまして、お申し出により下記の特別措置を実施いたしますので、お知らせいたします。

一日も早い復旧と皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

### 記

#### 1. 保険料払込猶予期間の延長について

このたびの被害により、保険料のお払込みが一時的に困難なお客さまへは、お申し出いただくことにより、保険料のお払込みを猶予する期間を最大6ヶ月間まで延長いたします。

#### 2. 保険金の簡易・迅速なお支払いについて

保険金等ご請求の際にお申し出いただくことで、必要書類の一部を省略すること等により、簡易・迅速なお取扱いをいたします。

#### □災害救助法の適用地域（内閣府発表）

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
2021年1月7日	<b>【秋田県】</b> 横手市（よこてし） 湯沢市（ゆざわし） 大仙市（だいせんし） 仙北市（せんぼくし） 仙北郡美郷町（せんぼくぐんみさとちょう） 雄勝郡羽後町（おがちぐんうごまち） 雄勝郡東成瀬村（おがちぐんひがしなるせむら）	連日の降雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 ※災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
2021年1月10日	<b>【新潟県】</b> 長岡市（ながおかし） 柏崎市（かしわざきし） 十日町市（とおかまちし） 糸魚川市（いといがわし） 妙高市（みょうこうし） 上越市（じょうえつし）	連日の降雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 ※災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
2021年1月9日	<b>【富山県】</b> 砺波市（となみし） 小矢部市（おやべし） 南砺市（なんとし） 氷見市（ひみし）	大雪による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 ※災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
2021年1月9日	<b>【福井県】</b> 福井市（ふくいし） あわら市（あわらし） 坂井市（さかいし）	
2021年1月10日	<b>【福井県】</b> 大野市（おおのし） 勝山市（かつやまし）	連日の降雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 ※災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

以上